

平成29年第3回西興部村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月11日（火）午前10時05分から10時52分

2. 開催場所 西興部村役場2階 委員会室

3. 出席委員

会長	6番	高橋	進
委員	1番	村形惣太郎	
	2番	大沢	和清
	3番	森	誉隆
	4番	徳川	晃祐
	5番	菅生	和幸
	7番	森田	英一
	8番	欠員	

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農用地利用集積計画の合意解約について

第3 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日下	忠之
書記	小崎	稔勝
書記	橋場	唯

8. 会議の概要

日下局長 | 総会に先立ちまして、この4月より前吉水事務局長の後任と言うことで農業委員会事務局長となりました日下で御座います、よろしくお願いたします。

それでは定刻となりましたので、総会を開催させていただきます。はじめに高橋会長よりご挨拶をいただきます。

高橋会長 | 皆様おはよう御座います、雪も溶けて農作業も始まることと思えますが事故には気をつけて頂き体と思えます。昨日オホーツク通常総会行って参りました、そこで優良青年表彰がありました。西興部からも出せるようご協力をいただければと思えます。今日は付議事項として

	報告第1号と議案第1号となっていますのでよろしくお願いいたします。
日下局長	本日の出席委員は7名全員で御座いますので、総会は成立しております。それでは、会議規則により議長は会長が努めることになっておりますので、これより先の進行は高橋会長にお願いいたします。
高橋議長	<p>ただいまより、平成29年第2回西興部村農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>日程第1の議事録署名委員につきましては、会議規則第13条第2項の規定により、7番森田委員、1番村形委員を指名いたします。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声有り)</p> <p>それでは、議事録署名委員は、7番森田委員、1番村形委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記は事務局員の小崎氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。</p>
高橋議長	日程第2 報告第1号、農用地利用集積の合意解約についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします
小崎書記	<p>それでは報告第1号、農用地利用集積の合意解約についてとすることでご説明をいたします。</p> <p>今回は1件で農地法第18条第6項の規定による通知書と言う別紙が御座います、北見の●●さんと奥興部の●●●●さんの農用地利用集積計画ですが、もう1枚の資料で平成26年4月12日付で4年間の農用地利用集積計画で賃貸を結んだわけですが、最終終期が来年の4月と言うことでありまして後で農用地利用集積計画の売買で説明しますが●●●●さんとの売買をする物件になっておりまして、それで合意解約をして売買をする形で御座います。それで通知を頂きましたのでご報告いたします。場所につきましては忍路子に入ってすぐの両脇で元●●●●さんの土地で御座います。以上です。</p>
高橋議長	<p>これより質疑に入ります。報告第1号についてご質疑ございませんか</p> <p>(なしの声有り)</p>
高橋議長	質疑無しと認め、報告第1号についてご異議ございませんか

	(異議無しの声有り)
高橋議長	ご異議無しと認め、報告第1号 農用地利用集積の合意解約については、原案どおり承認されました。
高橋議長	日程第3 議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。番号1について事務局からの説明をお願いいたします
橋場書記	議案第1号農用地利用集積計画の決定についての番号1号を説明いたします。ご承知の通りですがこれは農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により西興部村より農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められている者で御座います。今回の計画案は利用権の設定に係るものが5件、売買1件で御座います。 それでは1番について説明いたします。利用権の設定を受ける者は西興部村字中藻の●●●●さん、利用権の設定をする者は神奈川県●●●●さんで利用権の種類は貸借、期間は3年間であり、賃借料、面積、位置については記載のとおりでございます。以上です。
高橋議長	これより質疑に入ります。番号1についてご質疑ございませんか (なしの声有り)
高橋議長	質疑無しと認め、番号1についてご異議ございませんか (異議無しの声有り)
高橋議長	ご異議無しと認め、番号1については原案どおり決定いたしました。
高橋議長	続いて、番号2については「●●委員」が利用権の設定を受ける者となっております。 農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで●●委員の退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席をしていただきます。 (●●委員 退席)
	番号2について事務局からの説明をお願いいたします
橋場書記	それでは番号2号を説明いたします。利用権の設定を受ける者は西

興部村字上藻の●●●●さん、利用権の設定をする者は西興部村字西興部の●●●●さんで利用権の種類は貸借、期間は3年間であり、賃借料、面積、位置については記載のとおりでございます。以上です。

高橋議長　　これより質疑に入ります。番号2についてご質疑ございませんか

菅生委員　　先ほどの番号1は台帳面積と使用面積が同じだったが番号2は台帳面積と使用面積が異なっているがなんかおかしくはないか。

小崎書記　　実際の契約がこのようになっており、実際に使用出来る面積と使用できない面積を含めて契約している例と実際に使用する面積だけを抽出して契約している例があり、お互い当事者同士で話し合いをして昔からそうになっている状況も多い。

村形委員　　一番始めの小作契約はその人の畑って書いてある総面積で契約していた、最近になって航空写真が出てきて使用面積はその内のこれだけしかありませんよという風なことが出てきた。

小崎書記　　中山間は図上でやっているがそれと合わせると言うのも変な話で、やはり当事者同士が話し合いをして合意した面積で手続きさせて頂いているというのが実態です。

村形委員　　これから改めるって言うのであれば、いろいろ整理しないとならないことも出てくるけれども。

高橋会長　　面積を確定させるとなると用地確定する必要があるが出てくるが膨大な金がかかる。そこまでやるかどうかだけ。

小崎書記　　今菅生委員が言うように契約段階であまりにも畑と山が混在していてほとんど山だってところはおそらくそういう契約をしていると思うが、随時今言われたように整理していくことは可能なので今後は契約する段階で使用面積と台帳面積は大きなくくりの中で整理していきたい、ただしこれも含めて貸しているんだというのも有りなので。

村形委員　　誰かに小作で再契約を結ぶときには実績の面積で畑はこれだけしかないということをご理解頂くことで。

小崎書記　　それでは今後契約段階で使っているところと使っていないところの面積に大きな相違がある場合は線引きをさせて頂くような話をさせて頂いて契約をする、それでも当事者同士がこれは含めて1筆なんだよ

と言ったらそれは仕方がないと言う風に整理をさせて頂き隊と思います。そのときは農業委員さんにも入って頂きたいと思いますのでよろしくお願いいたします

高橋議長 今の件につきましては今後そのようなことになら無いようにしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

高橋議長 では番号2についてご異議ございませんか

(異議無しの声有り)

(●●委員 入室・着席)

高橋議長 続いて、番号3, 4については「●●」が利用権の設定を受ける者の該当者となっておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席を致します。この後の議長は職務代理者の大沢委員にお願いいたします。

(●● 退席)

(大沢職務代理者 会長席に移動)

大沢職務代理者 番号3、番号4について事務局からの説明をお願いいたします

橋場書記 それでは番号3号を説明いたします。利用権の設定を受ける者は西興部村字奥興部の●●●●さん、利用権の設定をする者は西興部村字東興の●●●●さんで利用権の種類は貸借、期間は5年間であり、賃借料、面積、位置については記載のとおりでございます。

続いて番号4号を説明いたします。利用権の設定を受ける者は西興部村字奥興部の●●●●さん、利用権の設定をする者は釧路市の●●●●さんで利用権の種類は売買、売買価格、面積、位置については記載のとおりでございます。以上です。

大沢職務代理者 これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

菅生委員 これ、4番の利用権の設定をする方の氏名が●●さんで、先ほどの農用地利用集積の合意解約では●●さんとなっていましたがかれどうい風になっているの。

小崎書記 ●●さんはお姉さんで、賃借契約を結んでいたのはお姉さんの●●さんで、●●●●さんから相続登記をしたのは●●●●さんなんですよ、それで今の登記上の所有者は●●●●さんなんですよ、なので●●●●さんとの売買契約になります。

菅生委員 相続したのはいつですか。

小崎書記 亡くなって相続された日は平成24年9月5日で、登記されたのが平成27年12月なので契約されたときは未だ●●さんが話をしていて、未だ登記はされていなかったことになります。

大沢職務代理人 他に御座いますか、質疑無しと認め、番号3、番号4についてご異議ございませんか、どうもありがとうございます御座いました

(大沢職務代理人 委員席に移動)

(●● 入室・着席)

高橋議長 続いて、番号5、番号6については「●●委員」が利用権の設定を受ける者となっております。農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで●●委員の退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席をしていただきます。

(●●委員 退席)

高橋議長 それでは番号5について、事務局から説明をお願いいたします。

橋場書記 それでは番号5号を説明いたします。利用権の設定を受ける者は西興部村字中藻の●●●●さん、利用権の設定をする者は神奈川の●●●●さんで利用権の種類は貸借、期間は3年間であり、賃借料、面積、位置については記載のとおりでございます。

高橋議長 これより質疑に入ります。番号5についてご質疑ございませんか

(なしの声有り)

高橋議長 質疑無しと認め、番号5についてご異議ございませんか

(異議無しの声有り)

高橋議長 続いて、番号6については「●●委員」は引き続き利用権の設定を受ける者となっており、又、「●●委員」は利用権の設定をする者となっております。農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで●●委員の退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席をしていただきます。

(●●委員 退席)

高橋議長 それでは番号6について、事務局から説明をお願いいたします。

橋場書記 それでは番号6号を説明いたします。利用権の設定を受ける者は西興部村字中藻の●●●●さん、利用権の設定をする者は西興部村字西興部の●●●●さんで利用権の種類は貸借、期間は3年間であり、賃借料、面積、位置については記載のとおりでございます。

これより質疑に入ります。番号6についてご質疑ございませんか

(なしの声有り)

高橋議長 質疑無しと認め、番号6についてご異議ございませんか。

(異議無しの声有り)

(●●委員、●●委員 入室・着席)

高橋会長 番号1から番号6までご質疑無しと認め、これより議案第1号の採決に入ります。議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、ご異議ございませんか。

(なしの声有り)

高橋議長 ご異議無しと認め、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定いたしました。

高橋議長 以上で、全ての議案の審議を終了いたしました。委員の皆さんから何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

(なしの声有り)

高橋議長 | 以上をもちまして、第3回西興部村農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この会議の顛末は、書記の記録したものであるが、これが正確であることを証するため議長（会長）は、署名委員と共に署名する。

平成29年 4月21日

議 長 高橋 進

署名委員 森田 英一

署名委員 村形惣太郎